

# 「カルチャーBOX」 利用規約<講師用>

## 第1条 「カルチャーBOX」

「カルチャーBOX」(以下「本事業」という)とは、(公財)志木市文化スポーツ振興公社(以下「公社」という)が企画・運営する、スキル・知識を持っている人(以下「講師」という)と、それらのスキル・知識を学びたいと思っている人(以下「生徒」という)の相互の提供を図るための総合学習事業(以下「講座」という)およびこれに付随する各種情報提供サービスの総称をいう。

2. 「カルチャーBOX 利用規約<講師用>」(以下「本規約」という)は、本事業上で講師になるための会員登録を行った方(以下「講師」という)および講師となることを希望する本事業の利用者の皆様(以下「本事業利用者」という)に適用されるものとする。なお、本規約には、公社が講師および本事業利用者に対し別途提示するマニュアル等も含まれるものとする。

## 第2条 利用規約

本事業利用者は、本規約を熟読し、本規約の内容を十分に理解した上でこれに承諾して、本事業を利用するものとする。

2. 本事業利用者が、申請手続きを行った場合には、本規約に同意したものとみなす。本規約に対する不同意の意思表示は、本事業を利用しないことのみをもって認められるものとする。
3. 公社は、公社の裁量で本規約を随時変更することができるものとする。変更した本規約の内容については、講師へ通達、また公社Webサイト上に変更した本規約を表示し2週間経過した時点で、すべての本事業利用者が承諾したものとみなす。ただし、第三者に不利益が生じる恐れがある場合など、即時の対応が必要と公社が判断した場合には、上記の期間を待たずに本規約を変更することができることとし、変更した本規約を講師へ通達、また公社Webサイト上に表示後直ちにすべての本サービス利用者が承諾したものとみなす。

## 第3条 講師登録

講師登録は、以下の条件を満たす方のみが行うことができる。

- (1) 満20歳以上の方
  - (2) 講座の企画・運営、問合せ応答、面談、授業を一貫して対応できる方
  - (3) 生徒とのやりとりに責任をもって対応できる方
2. 講師登録に際して、以下の条件を守ること。
    - (1) 本事業上の講師登録申請書「第1号様式(第3条関係)」の記載事項欄に、講師自身および教授希望内容に関する真実かつ正確なデータを入力し、提出する。なお、生徒に対して公開する情報については、個人を特定しうる情報(住所、電話番号、電子メールアドレス等)は控えること。Webサイト等への講師詳細画面に自己の写真の掲載を希望する場合には、自己の責任及び判断で行うものとし、当該写真掲載に起因して生徒または第三者との間にトラブルが発生した場合、自己の責任において当該トラブルの解決を図り、公社に一切の迷惑をかけないものとする。
    - (2) 以下に掲げる本人確認書類のうちいずれかのコピーを、提出する。

#### 【日本国籍の場合】

- ① 運転免許証（現住所と同一のもの。現住所と異なる場合には、現住所が確認できるものを併せて提出する。また、本籍部分は必ず消して提出する。）
- ② 住民基本台帳カード（写真つきのもの）
- ③ 健康保険証＋現住所の記載がある現住所宛郵便物または公共料金領収書
- ④ パスポート＋現住所の記載がある現住所宛郵便物または公共料金領収書

#### 【外国籍の場合】

- ① 外国人登録証＋現住所の記載がある現住所宛郵便物または公共料金領収書
- (3) 申請事項に変更が生じた場合、速やかに適宜、変更・修正する。また、氏名、住所等の基本情報に変更がある場合には、(2)に掲げる本人確認書類を再度提出する。
3. 公社は、申請書の記載事項および本人確認書類を審査するものとし、当該審査の結果、講師になられた方のみ本事業上の各種機能を利用する権限を付与するものとする。
4. 本事業利用者が第3条の規定に違反したために被った損害について、公社は、公社に故意または重大な過失がない限り一切責任を負担しない。
5. 本事業利用者が第3条の規定に違反した場合、または、真実かつ正確なデータが提供されていないと公社が判断した場合、公社は、講師の講師登録を抹消し、将来にわたって、本事業の利用を禁止することができるものとする。

#### 第4条 禁止行為

講師は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 虚偽の情報を登録する行為
- (2) 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
- (3) 個人や団体を誹謗中傷する行為
- (4) 生徒に対し、身体的・精神的・経済的な損害を与える行為
- (5) 犯罪行為、違法行為、またはこれらの行為につながる恐れの高い行為
- (6) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 以下に掲げる商品・サービス等の販売または勧誘
  - ① 教材名義の高額な商品販売
  - ② 特定の事業者の商品・サービスの販売または勧誘
  - ③ 特定の金融商品や投資方法の販売または勧誘
  - ④ 借り入れや借金整理の勧誘
  - ⑤ 結婚相手紹介サービスや異性間の出会い系サービス等マッチングサービスの販売または勧誘
  - ⑥ その他、講座の実施に直接必要のない商品やサービスの販売または勧誘
- (8) 広告・宣伝・営業活動、公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、またはそれらに類する内容
- (9) ネットワークビジネス、マルチ商法、ねずみ講などへの勧誘、その他本事業を利用しての営利を目的とした情報提供等の行為
- (10) 本事業の利用に関し知りえた生徒の個人情報の本事業以外の目的で利用する行為
- (11) 本事業の運営を妨げる行為、または公社の信頼を毀損する行為

## 第5条 登録できないレッスン(講座)

公社は、講師が申請した講座情報を審査し、その内容や方法が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、講師に対して通知後、当該講座の登録を断り、または本事業のご利用を停止する場合がある。なお、本事業を利用して生徒を以下のいずれかに該当する講座へ勧誘する場合も含む。

- (1) 医師、獣医師、薬剤師など免許がない者が行うと違法となる施術や処方
- (2) プライバシー侵害を助長する可能性が高いもの（探偵術、盗聴器の取扱方法、錠前師養成など）
- (3) 断食、絶食などの無理なダイエット
- (4) 非科学的かつ非論理的で、学習しても一般的には再現が不可能なもの（超能力、透視、催眠、遠隔療法など）
- (5) 人の心理に関係するもの（心理学、心理療法、カウンセリング、〇〇セラピー、瞑想など）
- (6) 自己啓発（精神修養、生き方講座、人生講座、コーチングなど）
- (7) 能力開発（速読、記憶力アップ術、集中力アップ術など）
- (8) 占い（易学、四柱推命、風水、西洋占星術、タロット、オーラソーマなど）
- (9) 民間療法（人体の健康の回復・症状の改善などを行う技術。整体、カイロプラクティック、アーユルヴェーダ、タイ古式マッサージ、オステオパシー、リフレクソロジーなど）。
- (10) エステ（手技・器具・化粧品・それに類するものを用いて、人の皮膚を清潔にもしくは美化し、体型を整え、または体重を減ずるための施術。フェイシャルケア、タラソセラピーなど）
- (11) 芸能界デビューを目的とするもの（俳優・モデル・タレント・ナレーターなどの養成）
- (12) 語学講座・パソコン講座・塾・家庭教師など特定継続的役務提供の規制対象となるもののうち、2ヶ月を超える期間にわたり、5万円を超える金額（入学金、受講料、教材費、関連商品代金、消費税などを含む契約の総額）を生徒から受け取るもの。かつ、特定商取引に関する法律「特定継続的役務提供」の規制に違反しているもの
- (13) その他、上記1～12に類すると公社が判断するもの

## 第6条 講座期間

講座期間は原則3ヶ月とし、期間終了毎に生徒及び公社が講座評価を行い、継続相当と見込まれる講座については新たに3ヶ月の更新ができるものとし以降も同様とする。

2. 前項にかかわらず習得に期間のかかる講座については公社の判断により最長1年間の講座期間を設定できるものとし、前項同様講座評価を実施したのち継続相当と評価された講座については新たに1年間の更新ができるものとする。

## 第7条 受講料

講座に係る受講料の設定は、講師の提出する講座企画書に基づき、公社と講師双方の協議により設定する。

2. 生徒からの受講料の徴収は、公社が行う。

## 第8条 講座契約の成立

本事業における講座契約の成立は、公社および講師双方の協議により設定する受講者数（以下「最少敢行人数」という）を満たした場合にのみ成立するものとし、最少敢行人数に満たない場合は、公社および講師ともにその責を負わない。

## 第9条 事業事務手数料

公社は講師に対し、講座契約が終了した場合または別途定める講座の規定回数終了時において成立した講座契約1件につき公社が本条2項に定める事業事務手数料（以下「手数料」という）を請求する。なお、講座受講契約は、講座1件につき1件ずつ成立するものとし、講師または生徒が同一であったとしても、複数の異なる種の講座に係る合意がなされた場合には、複数の講座受講契約が成立したものとみなす。

2. 講座にかかる手数料は、受講料から使用する施設の附属設備を含む利用料金（以下「利用料金」という）を控除した受講料残額（以下「控除後受講料」という）の10%の額（以下「基本手数料」という）とし、最少敢行人数の150%を超える受講者数の応募があった場合、定員数までの受講者数に応じて公社及び講師双方の協議により加算手数料割合を決定する。また、その割合は控除後受講料の40%を上限とし、加算手数料を合わせて請求する。ただし、基本手数料が利用料金に満たない場合は、利用料金相当額を手数料とする。
3. 公社は、講座の終了1ヶ月以内に、講師の指定する銀行口座へ所定の方法により手数料と送金に係る振込手数料を引いた額の控除後受講料を支払うものとする。
4. 前条に定める受講料を講師が徴収した場合、かつ、公社が当該手数料の支払を催促したにもかかわらず講師がこれに応じない場合には、公社は、当該講師の登録を取り消し、また今後の利用について拒否できるものとする。
5. 手数料に係る詳細な定めについて、講師は、本規約の内容を十分に理解したうえでこれに承諾して、本事業を利用するものとする。なお、当該説明事項は、本規約第1条第2項に基づき、本規約の一部を構成するものとする。

## 第10条 講師料

公社は、講座契約が終了した場合または別途定める講座の規定回数終了時において公社が講座の講師料を講師に対して支払う場合、講師の提出する講座企画書に基づき講師の指定する銀行口座に講師料を支払うものとする。

## 第11条 キャンセル料

講座受講申込後の生徒の自己都合による解約にかかるキャンセル料及び返金額については以下のとおりとする。

- (1) 講座開始日の7日前・・・無料
- (2) 講座開始日の6日前から前日・・・事務手数料（受講料の10%）をキャンセル料として生徒から徴収する。
- (3) 講座開始後の途中解約・・・残存受講数から次回受講1回分を差し引いた数にあたる受講料から事務手数料（受講料の10%）を引いた額を生徒へ返金する。

2. 前項（3）講座開始後の途中解約にかかる受講料については、前条に基づき消化回数および次回受講1回分を第9条2項の受講料に加算して精算するものとする。

## 第12条 本事業の利用停止

講師は、本事業の利用を一定期間停止したい場合、生徒募集休止を申請することで、本事業の全部または一部の利用を一定期間停止することができる。なお、生徒募集休止は登録した講座の分野ごとに利用することができる。ただし、講座が途中である場合、既に日時が決定している場合、その他当該時点において本事業の利用を停止することで不都合が生じる場合には、当該講座分野における全ての必要な講座を終了させてから利用停止手続きを行うものとする。

## 第13条 退会

講師は、自己の都合により本事業の利用を停止したい場合、退会申請することで、退会することができる。ただし、講座が途中である場合、既に日時が決定している場合、その他当該時点において本事業の利用を停止することで不都合が生じる場合には、全ての必要な講座を終了させてから退会手続きを行うものとする。

## 第14条 強制退会

公社は、講師が本規約に違反した場合、当該講師を強制的に退会させることができる。強制退会処分を受けた講師は、以後、本事業を一切利用できない。

## 第15条 本事業の一時的な中止、変更、廃止

公社は、以下の事由に該当すると判断した場合には、事前の通知や承諾なしに、本事業の一時的な中断を行うことがある。

- （1）天災事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本事業の運営が困難な場合
- （2）生徒及び公社の評価により継続不相当の判断を行った場合
- （3）その他公社が必要やむをえないと認めた場合

## 第16条 著作権等の取扱

本事業に基づき講師が作成したプロフィール等の著作権等の権利（著作権法第27条、第28条の権利を含む）は講師に帰属するものとする。ただし、講師は、公社が講師の承諾を得ることなく、掲載されたプロフィール等の全部または一部を本事業およびこれに付帯関連する公社メディアにおいて何らの制限なく自由に使用することにつき許諾するものとする。また、講師は、かかる利用に対して、著作者人格権を一切行使しないものとし、その他理由の如何を問わず公社に対して請求、クレーム等をなさないものとする。

2. 本事業において使用されている公社の商標、公社の商品・サービス名称等は、公社の知的財産であり、これらを公社の事前の承諾なく使用することを禁ずる。

## 第17条 個人情報

公社が本事業で知りえた個人情報については、公社個人情報保護規定を遵守し保護する。

## **第18条 不可抗力**

公社は、通常講ずべき対策では防止できない被害もしくは天変地異による被害が生じた場合、またはその他公社の責によらない事由による被害が生じた場合には、一切責任を負わない。

## **第19条 免責事項**

本事業の利用は、すべて講師自己の責任において行うものとする。

2. 公社は、講師の本事業の利用または利用不能により生じる一切の損害につき、通常かつ直接の損害および公社の故意または重過失による損害を除き、一切責任を負わないものとする。

## **第20条 準拠法及管轄**

本事業および本規約の解釈および適用は、日本国法に準拠する。

2. 本事業に関わる全ての訴訟については、浦和地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## **附則**

本規約は平成23年4月1日から実施する。